

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	
法人番号	

様式第9号の5（第70条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間				
				（〒 — ） （電話番号： — ）								
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	延長することができる時間数						
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）			1年（①については360時間まで、②については320時間まで）		
							法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）
							起算日 （年月日）					
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者											

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（医業に従事する医師は除く。）。

☐（チェックボックスに要チェック）

【医業に従事する医師】

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ1年について960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。）については1,860時間）以下でなければならないこと（ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になっても差し支えない。）。

☐（チェックボックスに要チェック）